

東京青色がん保険

がん補償特約セット団体総合生活補償保険

団体割引
30%適用

月々約**1,740**円

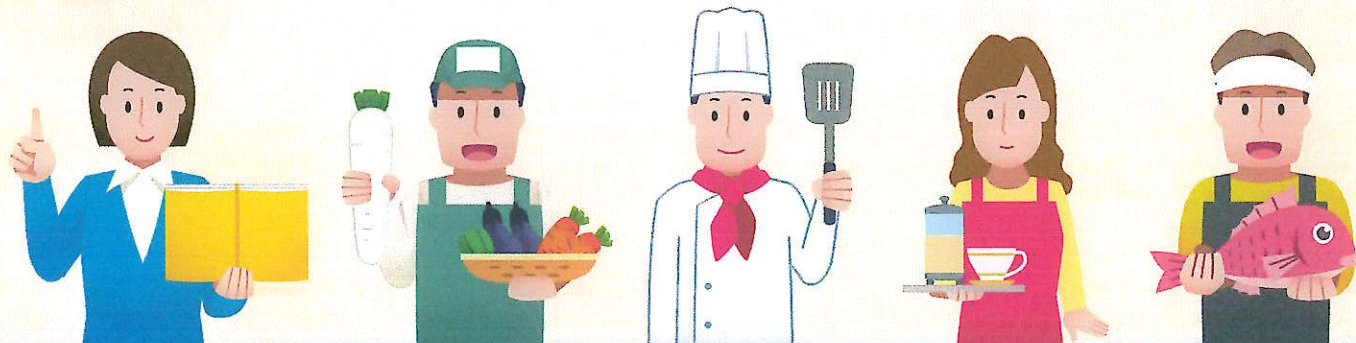
50才 基本補償のみ(セット名:1D)にご加入の場合

- 団体割引が適用されるため、個人でご加入するより **割安な保険料**でがんの補償が備えられます！
- がん診断保険金は、**上皮内がん**の場合でも**100万円!**
- **がんに関わる先進医療**の技術料も補償!※
- **女性特有のがん**も補償!※
- **生後15日から89才**(昭和7年5月2日～令和4年4月16日生まれの方)まで入れます。

※オプション加入の場合

[申込締切] 2022年3月18日(金)

詳しい補償内容は中面をご覧ください。



資料請求、その他のお問い合わせは

公益社団法人

板橋青色申告会

〒173-0001 板橋区本町38-5

☎ (3963) 5345

(3964) 8724(FAX)

—事故が発生した場合は—

遅滞なくご所属の青色申告会または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料)

※受付時間[24時間365日]

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

会員のみなさまならではの保険料で安心を提供します。

団体割引の適用により個人でご加入するより
割安な保険料でがんの補償が備えられます！

団体割引
30%適用

がんに関わる先進医療の技術料も補償します！※1

女性特有のがんも補償します！※1

ご加入後は満89才まで継続加入※2ができます！

※1 オプション加入の場合。 ※2 満89才をこえた5月1日で規約により脱退となります。

補償内容と保険金額（ご契約金額）

基本補償 (必ず付く補償)	がん診断保険金額※1	100万円 (保険期間を通じ「がん」「上皮内がん」それぞれ1回のみお支払い)
	がん入院保険金日額	日額1万円 (支払対象期間無制限 免責期間0日、1日目から補償)
	がん手術保険金額	入院中の手術: 10万円 入院中以外の手術: 5万円
	がん放射線治療保険金額	約款所定の放射線治療を受けた場合: 10万円



※1 上皮内がんについても同額となります。

オプション	がん退院時一時金	がん退院時一時金額	10万円
	女性特定がん※2	特定がん入院保険金日額	日額1万円 (支払対象期間無制限 免責期間0日、1日目から補償) 女性のみ
		特定がん手術保険金額	入院中の手術: 10万円 入院中以外の手術: 5万円 女性のみ
		特定がん放射線治療保険金額	約款所定の放射線治療を受けた場合: 10万円 女性のみ
		乳房治療見舞金額	100万円 女性のみ
	がん通院・先進医療費用	がん通院保険金日額	日額5千円 (支払限度日数45日 支払対象期間180日)
		がん先進医療費用保険金額	100万円 (実費)

※2 基本補償に上乗せしてお支払いします。

ご注意

- ①初年度契約の保険期間の開始時より前にがんと診断確定された場合またはがんと診断確定された時が、初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて90日(待機期間といえます)を経過した日の翌日午前0時より前であった場合は、保険金をお支払いできません。
- ②オプションのみの加入はできません。
- ③オプションの追加・削除は、年に1回(毎年5月1日)のお取扱いとなります。
- ④原則、保険期間中の脱退はできません。
- ⑤補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

※先進医療とは、将来的な保険導入のための評価が必要なものとして、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、医療技術ごとに定める施設基準に適合した病院等が届出により行うものに限られますので、対象となる医療行為、医療機関および適応症等は限定されています。

※ご加入後は特にお申出のない限り満89才まで1年ごとの自動継続のお取扱いとなります。

※加入内容を変更・脱退される場合のお手続きについては、ご所属の青色申告会へお申し出ください。

半年保険料 半年の保険料についてご案内です。

表の 見方

例えば、46才の方が、基本補償に加入する場合の半年保険料は6,540円。
同年令の方が、がん退院時一時金補償特約をつけた場合(2Dに加入)の半年保険料は6,850円です。
ご加入後、年令区分が上がるごとに保険料も変更となりますのでご注意ください。

40~44才	3,750円 (約625円)	3,960円 (約660円)	5,370円 (約895円)
45~49才	6,540円 (約1,090円)	6,850円 (約1,142円)	8,500円 (約1,417円)
50~54才	10,440円 (約1,740円)	10,960円 (約1,827円)	12,750円 (約2,125円)

こちらが左記
(2Dに加入の場合)の
保険料となります。

半年保険料表 (2回払)		オプション加入時の合計半年保険料						
※(約 円)内は1か月あたりの金額です		※(約 円)内は1か月あたりの金額です						
セット名	1D	2D	3D	4D	5D	6D	7D	8D
	基本補償	基本補償	基本補償	基本補償	基本補償	基本補償	基本補償	基本補償
令和4年5月1日 時点の満年令		がん退院時 一時金	——	がん退院時 一時金	がん退院時 一時金	がん退院時 一時金	——	——
	オプション (なし)	——	女性特定がん	女性特定がん	女性特定がん	——	女性特定がん	——
		——	——	——	がん通院・ 先進医療費用	がん通院・ 先進医療費用	がん通院・ 先進医療費用	がん通院・ 先進医療費用
0才(生後15日~)~4才	1,010円 (約168円)	1,060円 (約177円)	——	——	——	1,130円 (約188円)	——	1,080円 (約180円)
5~9才	550円 (約92円)	600円 (約100円)	——	——	——	670円 (約112円)	——	620円 (約103円)
10~14才	520円 (約87円)	570円 (約95円)	——	——	——	640円 (約107円)	——	590円 (約98円)
15~19才	570円 (約95円)	620円 (約103円)	1,850円 (約308円)	1,900円 (約317円)	1,970円 (約328円)	690円 (約115円)	1,920円 (約320円)	640円 (約107円)
20~24才	710円 (約118円)	760円 (約127円)	1,990円 (約332円)	2,040円 (約340円)	2,110円 (約352円)	830円 (約138円)	2,060円 (約343円)	780円 (約130円)
25~29才	910円 (約152円)	960円 (約160円)	2,190円 (約365円)	2,240円 (約373円)	2,320円 (約387円)	1,040円 (約173円)	2,270円 (約378円)	990円 (約165円)
30~34才	1,240円 (約207円)	1,290円 (約215円)	2,520円 (約420円)	2,570円 (約428円)	2,650円 (約442円)	1,370円 (約228円)	2,600円 (約433円)	1,320円 (約220円)
35~39才	2,110円 (約352円)	2,210円 (約368円)	3,530円 (約588円)	3,630円 (約605円)	3,740円 (約623円)	2,320円 (約387円)	3,640円 (約607円)	2,220円 (約370円)
40~44才	3,750円 (約625円)	3,960円 (約660円)	5,370円 (約895円)	5,580円 (約930円)	5,750円 (約958円)	4,130円 (約688円)	5,540円 (約923円)	3,920円 (約653円)
45~49才	6,540円 (約1,090円)	6,850円 (約1,142円)	8,500円 (約1,417円)	8,810円 (約1,468円)	9,120円 (約1,520円)	7,160円 (約1,193円)	8,810円 (約1,468円)	6,850円 (約1,142円)
50~54才	10,440円 (約1,740円)	10,960円 (約1,827円)	12,750円 (約2,125円)	13,270円 (約2,212円)	13,630円 (約2,272円)	11,320円 (約1,887円)	13,110円 (約2,185円)	10,800円 (約1,800円)
55~59才	16,360円 (約2,727円)	17,130円 (約2,855円)	18,590円 (約3,098円)	19,360円 (約3,227円)	20,030円 (約3,338円)	17,800円 (約2,967円)	19,260円 (約3,210円)	17,030円 (約2,838円)
60~64才	23,260円 (約3,877円)	24,390円 (約4,065円)	25,600円 (約4,267円)	26,730円 (約4,455円)	27,690円 (約4,615円)	25,350円 (約4,225円)	26,560円 (約4,427円)	24,220円 (約4,037円)
65~69才	33,230円 (約5,538円)	34,880円 (約5,813円)	35,480円 (約5,913円)	37,130円 (約6,188円)	38,520円 (約6,420円)	36,270円 (約6,045円)	36,870円 (約6,145円)	34,620円 (約5,770円)
70~74才	42,810円 (約7,135円)	45,020円 (約7,503円)	45,080円 (約7,513円)	47,290円 (約7,882円)	49,520円 (約8,253円)	47,250円 (約7,875円)	47,310円 (約7,885円)	45,040円 (約7,507円)
75~79才	46,810円 (約7,802円)	49,280円 (約8,213円)	48,730円 (約8,122円)	51,200円 (約8,533円)	53,750円 (約8,958円)	51,830円 (約8,638円)	51,280円 (約8,547円)	49,360円 (約8,227円)
80~84才	47,130円 (約7,855円)	49,650円 (約8,275円)	49,030円 (約8,172円)	51,550円 (約8,592円)	53,530円 (約8,922円)	51,630円 (約8,605円)	51,010円 (約8,502円)	49,110円 (約8,185円)
85~89才	47,270円 (約7,878円)	49,790円 (約8,298円)	49,140円 (約8,190円)	51,660円 (約8,610円)	53,660円 (約8,943円)	51,790円 (約8,632円)	51,140円 (約8,523円)	49,270円 (約8,212円)

※記載の保険料は、団体割引30%を適用しています。

※ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満89才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率および被保険者の年令によって計算されます。

(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

※がん先進医療補償特約の保険料改定により、5D・6D・7D・8Dの保険料が、前年度より変更となっております。ご継続にあたりましては、ご注意ください。

ご加入にあたって

～ご加入できる方の生年月日～

[基本補償・がん退院時一時金・がん通院・がん先進医療費用]

昭和7年5月2日～令和4年4月16日

[女性特定がん] 昭和7年5月2日～平成19年5月1日

・このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

・この保険は東京青色申告会連合会共済会を保険契約者とし、東京青色申告会連合会共済会の会員を加入者とする「団体総合生活補償保険」の団体契約です。

・団体総合生活補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(東京青色申告会連合会共済会)に交付されます。

・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

・健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限することがありますので、あらかじめご了承ください。

・がん先進医療費用保険金は、お客さまに代わり、先進医療にかかる費用(技術料)を病院へ直接お支払いすることができます。

・通常、治療実施後に保険金のご請求をいただく場合は、引受保険会社から保険金をお支払いするまで一時的にお客さま自身で先進医療にかかる費用(技術料)の立替えが必要です。

・先進医療にかかる費用(技術料)は高額になるケースもあるので、保険金として直接病院へお支払いをすることで、経済的にも安心して治療に専念することができます。

【ご利用にあたりご注意ください点】

以下の条件を満たすことが必要となります。

○保険金支払対象であり、先進医療の費用(技術料)が10万円以上かつ先進医療費用保険金支払限度額の範囲内であること

○先進医療を受ける前に引受保険会社にお申し出があり、かつ確認のための引受保険会社所定の書面のご提出があること(ご提出いただいた書面に基づき、事前に病院に内容確認をさせていただきます)

※ただし、病院が直接支払の実施に同意いただけない場合や保険金お支払いのための内容確認で相当の時間を要する等治療の妨げになるおそれのある場合等は、病院直接支払をご利用いただけない場合がありますのであらかじめご了承ください。

加入資格

申込人 会員本人

被保険者(ご加入できる方) 会員本人およびその配偶者、子、両親、兄弟姉妹および同居の親族、同居の使用人で2022年5月1日時点の年齢が生後15日以上～満89才以下の方(女性特定がんは満15才以上満89才以下の女性)

ご加入できない方 今までに「がん」(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます。)にかかったことがある方、または現在医師から「がん」の検査を受けるように指示されている方

加入申込

お申込み 継続加入の場合・・・・・・ 特にお申し出のない場合、前年度と同一内容にて継続扱とさせていただきますので、加入申込票のご提出は不要です。

新規加入・追加の場合・・・ 加入申込票に必要事項を記入し、「新規」「追加」のいずれかに○をさせていただき、ご署名のうえ、ご所属の青色申告会へご提出ください。

変更・脱退の場合・・・・・・ ご所属の青色申告会へ下記の申込締切日までにご連絡ください。

保険料 指定口座より引落しとなります(年2回)。

口座振替 初回口座振替日は**2022年6月23日(木)**、2回目の口座振替日は**2022年12月23日(金)**です。

保険期間(ご契約期間) 2022年5月1日(日)～2023年5月1日(月)午後4時までです。

申込締切

2022年3月18日(金)

詳しくは下記コードより重要事項のご説明・お支払いする保険金のご説明・健康状態告知についてのご案内・健康状態告知書質問事項回答欄の解説をご確認ください。下記コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明



お支払いする
保険金のご説明



健康状態告知について
のご案内
健康状態告知書質問事項
回答欄の解説



東京青色申告会連合会共済会
〒102-0074 千代田区九段南4-8-36
TEL: 03-3230-8501 FAX: 03-3230-8655

〈取扱代理店〉
株式会社 東京青色
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-36
TEL: 03-3230-8501 FAX: 03-3230-8655

〈引受保険会社〉
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
広域法人開発部営業課
〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目5番地19号
TEL: 03-6734-9608 FAX: 03-6734-9609

お支払いする保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜MS&AD型＞

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

がんに関する補償

■がん補償特約の補償内容

1. 被保険者ががんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合などに保険金をお支払いします。

※ がんとは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中「悪性新生物」、「上皮内新生物」、「真正赤血球増加症＜多血症＞」、「骨髓異形成症候群」、「慢性骨髓増殖性疾患」および「本態性（出血性）血小板血症」に分類されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。

2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん入院 保 険 金	がんと診断確定され、そのがんの治療を目的として保険期間中に入院を開始し、その入院ががん入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	がん入院 保険金日額 × 入院日数 ※ がん入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めてがん入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とします。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係があると診断され再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、がん入院保険金支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。※ (2) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にがんと診断確定された場合については、保険金をお支払いできません。※ など
がん手術 保 険 金	がんと診断確定され、次のいずれかに該当した場合 ① がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けた場合	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 がん入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 がん入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、がんの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ・ 1回の手術を2日以上わたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。	※ 継続契約においては、がんと診断確定された時が、そのがんによる入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、そのがんは、保険期間の開始時からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時以降に診断確定されたものとして保険金をお支払いの対象となります。
が 放 射 線 治 療 保 険 金	がんと診断確定され、次のいずれかに該当した場合 ① がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けた場合	1回の放射線治療について次の額をお支払いします。 がん入院保険金日額 × 10 ※ 放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1つの放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。	
がん通院 保 険 金	がん入院保険金をお支払いする場合において、退院した日の翌日からその日を含めてがん通院保険金の支払対象期間（180日）内に、その入院の原因となったがんの治療を目的として通院したとき ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度において、オンライン診療料を1回	がん通院保険金日額 × 通院日数 ※ 1入院につき、通院日数は、通算してがん通院保険金の支払限度日数（45日）が限度となります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係があると診断され再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	算定された場合は最初の1回のみ通院したものとみなします。		

支払対象期間：がん入院保険金、がん通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間（がん通院保険金は180日）をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

がん手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

がん放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

■その他のがんに関する特約の補償内容

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者ががんと診断確定された場合に保険金をお支払いします。

2. 被保険者は保険証券上に被保険者として記載された方となります。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん先進医療補償特約 補償重複	がん先進医療費用保険金	がんと診断確定され、そのがんの治療のため、被保険者が保険期間中に日本国内の病院または診療所において「先進医療」を受け、その費用を負担したことによって損害を被った場合 ※「先進医療」とは、治療を受けた時点において厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、対象となる「先進医療」の種類は特約保険期間中に変動することがありますので、詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。	先進医療費用の額 ＜先進医療費用＞ ①「先進医療」に要する費用 ②次の交通費 「先進医療」を受けるために必要とした病院または診療所までの交通費 - 医師が必要と認めた病院または診療所への転院のために必要とした交通費 - 退院のために必要とした病院または診療所から住居までの交通費 ※ 保険期間を通じ、保険証券記載のがん先進医療費用保険金額が限度となります。 ※ 第三者からの損害賠償金や他の保険契約等以外で損害をてん補するその他の給付がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*) - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 (*) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	がん補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
がん診断保険金補償特約	がん診断保険金	次のいずれかに該当した場合 ①初めてがんと診断確定された場合 ②原発がんを治療したことにより、がんが認められない状態に	がんの種類により、次の額をお支払いします。 ①約款所定の「上皮内新生物」に罹患した場合	(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にがんと診断確定された場

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		なり、その後初めてがんが再発したと診断確定された場合 ③原発がんが他の臓器に転移したと診断確定された場合。ただし、転移する以前にその臓器に既にがんが発生していた場合を含みません。 ④原発がんとは別に、新たながんが発生したと診断確定された場合 ※ 原発がんとは、既に診断確定されたがんをいいます。	がん診断保険金額 × 保険証券記載の上皮内新生物支払割合(100%) ②上記①以外の約款所定のがん(悪性新生物)に罹患した場合 がん診断保険金額の全額 ※ 保険期間を通じ、①と②それぞれ1回のお支払いに限りします。	合については保険金をお支払いできません。 (2) がんが診断確定された日からその日を含めて2年以内に「悪性新生物」または「上皮内新生物」によるがん診断保険金のお支払い対象に該当した場合については保険金をお支払いできません。ただし、2年経過日の翌日以後に入院を開始または治療を継続されている場合には保険金をお支払いします。 など
がん退院時一時金補償特約	がん退院時一時金	がんが診断確定され、そのがんの治療を目的として入院し、次のいずれかに該当した場合 ①14日以上継続して入院した後、生存して退院した場合 ②入院している日数が365日を超えた場合	がん退院時一時金額の全額 ※ 1回の入院につき、1回のお支払いに限りします。 ※ 保険金お支払いの対象となる入院が終了した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係があると診断され再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。	がん補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
女性特定がん補償特約	特定がん入院保険金	約款所定の特定がんを発病し、がんが診断確定されそのがんの治療を目的として入院した場合 ※ 約款所定の特定がんとは、女性の乳房、子宮、胎盤、卵巣等のがんをいいます。	特定がん入院保険金日額 × 入院日数 ※ がん入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めてがん入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とします。 ※ 特定がん以外の原因で入院中に特定がんの治療を開始した場合は、特定がんの治療を開始した日以降の入院日数を対象とします。	がん補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
	特定がん手術保険金	がん手術保険金をお支払いする場合で、次のいずれかに該当したとき ①特定がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が特定がん手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その特定がんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、特定がんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けたとき ※ 約款所定の手術とは、次の手術をいいます。 ①悪性新生物根治手術(*1) ②その他の悪性新生物手術(*2) (*1) 悪性新生物根治手術とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいい、ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術および吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは含みません。転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出した、または、転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。 (*2) その他の悪性新生物手術には、吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは含みません。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術 特定がん入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 特定がん入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、特定がんの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1つの手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ※ その他の悪性新生物手術を受けた場合は、手術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	
	特定がん放射線治療保険金	次のいずれかに該当した場合 ①特定がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が特定がん放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、特定がんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けた場合	1回の放射線治療について次の額をお支払いします。 特定がん入院保険金日額 × 10 ※ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ	

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、約款所定の特定がんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けた場合 ※ 約款所定の放射線治療とは、次の手術をいいます。 ①悪性新生物根治放射線照射 ②悪性新生物温熱療法	保険金をお支払いします。 ※ 施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	
	乳房治療見舞金	被保険者が約款所定の乳房切断術を受けた場合	1乳房について次の額をお支払いします。 乳房治療見舞金額の全額 ※ 1乳房につき、1回のお支払いに限ります。	

特定がん手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
 特定がん放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

2019年10月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- （注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、次のとおり構成されています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

基本となる補償	基本となる特約	補償の概要
がんの補償	がん補償特約	被保険者ががんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。

(2) 被保険者の範囲

- ①ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。また、特約によりご加入できる被保険者の年齢が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- ②被保険者の範囲は、ご本人となります。
- ③上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

2 基本となる補償等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
がんの補償	●保険期間（注1）の開始時より前に診断確定されたがん（注2） ●保険期間（注1）の開始時からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前に診断確定されたがんなど

（注1）継続加入の場合は継続されてきた最初の保険期間をいいます。

（注2）保険期間（注1）の開始時より前の発病について正しく告知して加入した場合や、特別な条件付きで加入した場合でも、保険金支払対象外となる場合があります。ただし、保険期間（注1）の開始時からその日を含めて365日を経過してからの入院・手術等は保険金をお支払いできることがあります。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(4) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

・保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。

(5) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、年齢および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- (注) ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- (1) 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(注)。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
- (注) 次に、[1]に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項

[1] すべてのご契約

同じ被保険者について病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注)の有無

(注) タブ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タブ・ケガの保険[積立タイプ]等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

[2] 「がん補償特約」をセットした場合

被保険者の生年月日、年令、健康状態告知。

ご注意

- 健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。
- 「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。
- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(※)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(※)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(※)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

(※) 継続加入の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。

3 複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

4 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- (1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

- (2) 新たなご契約(団体総合生活補償保険)の申込みをする場合のご注意事項

①被保険者の健康状態などにより、新たなご契約をお引受けできない場合があります。

②次の病気等に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

がんの補償

新たなご契約の保険期間の開始日より前に診断確定されたがん

③新たなご契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料(注)を適用し、新たなご契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たなご契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

(注) 保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

5 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

特約の追加など、加入条件を変更する場合

6 補償の開始・終了時期

①補償の開始: 始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)

②補償の終了: 満期日の午後4時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2基本となる補償**等(2) 保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

●ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

●始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で

請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は次のとおり補償されます。

補償内容	がんの補償	
	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	90%	90%

※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問合わせください。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

（1）次の場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

・保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。

（3）次の場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。（注）

・被保険者が死亡したとき

（注）上記以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

■税法上の取扱い（2021年11月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご加入内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

（1）引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額

（2）上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損害の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

■ 事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

(1) 事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

(3) 被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額>（注1）

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額（注2）をお支払いします。

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額（注2）を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

（注1）お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

（注2）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、＜別表「保険金請求書類」＞のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて＜別表「保険金請求書類」＞以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

●保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合

●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)に掲げる書類も必要な場合があります。		
(3)	被保険者であることを確認する書類 書類の例 ・ 家族関係の証明書（住民票、戸籍謄本） など		
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類 書類の例 ・ 印鑑証明書、資格証明書 ・ 戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・ 質権者への支払確認書 ・ 保険金直接支払指図書 ・ 債務額現在高通知書 など		
(5)	疾病に関する保険金を請求する場合に必要な書類		
	① 保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・ 引受保険会社の定める診断書または領収書 ・ 先進医療費用の支出を証する書類 など		
	② その他の書類 書類の例 ・ 調査同意書（引受保険会社が疾病の状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など		

<ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認ください。ご理解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。

2. 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。

3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）

②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）

③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めた補償など）

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。

4. 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

お問い合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ

【取扱代理店】	株式会社東京青色
【電話番号】	03-3230-8501 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

0120-101-060 (無料)

- 受付時間 平日 9:00～17:00
- 土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。
- ご加入の団体名(会社・官公庁・学校・組合・会等)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
- 一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が起こった場合

遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料)

- 受付時間 24 時間 365 日
- おかけ間違いにご注意ください。
- IP電話からは 0276-90-8852(有料)におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

- 受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

健康状態告知書質問事項回答欄を記入する前に必ずご覧ください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

健康状態告知書質問事項に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

ついでに確認して、
知恵にならな。



(注) 知識財における被保険者が本人の年齢が満15才未満の場合には、その親権者の方がお答えください。

正しく告知しないと、
保険金が受け取れない
場合もあるんだね。

(注) 権利契約の場合は、継続されてきた最初の保果期間の時限となりえます。

4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態となわ保険金等のお支払い発生するリスクに応じた取扱いを行っております。

○**引受の要否**については、保険契約を引続き受けていない場合や「特定疾病等相補対象外」等の特別な条件を付けて引受けを行っている場合等があります(傷病歴等がある方をすべてお断りするものではなく、傷病の状況によっては特別な条件を付けても引受けを受ける場合があります)。

○**引受の可否**については、引受けを断る場合や引受けを断る場合がある場合があります。

- 1 特別な条件なしで
お引き受けします。
- 2 特定疾病等を補償対象とする
条件でお引き受けします。
- 3 お引き受けできませんので
ご了承ください。

※疾病に関する補償ががん補償、「介護一時金」に限られている契約または「現介護一時金支払特約」、「現の介護」による休業補償特約」にすぎません。また、がんの診断は、がんの取扱いとなります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。

ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「加入申込票の写し」で告知内容に誤りがないかの確認をお願いします。

※特定疾病等が指摘対象外とする条件での加入については、加入申込票兼係属者明細書の健康診査結果告知書欄事項（同告知書2面）に「加入者証」に準じ、短期間にご加入ください。短期間にご加入された場合は、加入者証を通知するまでに1年以上の期間が経過する場合があります。

9 その他の注意事項

被保険者ご本人が正しく告知をした場合でも、保険期間の開始時より前にケガ、病気または要介護状態となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません（に加入後1年を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります）。

そのほかにも、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」には、ご加入に際して特にご確認ください。また、お申込みの時に必ずお読みください。

8 再生知の取扱いは

数年前に告知した際、質問2の「過去5年以内に入院したことがある」に該当したため特定疾病等を補償対象外とする条件と

[illegible]

※経緯後の加入条件を変更する場合は、現在の加入条件にかかわらず、「健康状態告知書質問事項回答欄」に保険者ご本人用「記入要領」または初版「健康状態告知書質問事項回答欄（保険者ご本人用）」の解説、「病状・症状・一覽表」の解説と、再送分をしてください。

※再告知をした場合は、「1.告知の重要性から」「7.健康状態の告知が必要」が適用されますので、ご留意ください。

健康状態告知書質問事項回答欄の解説

健康状態告知書質問事項回答欄の書き方や用語をご説明しています。なお、健康状態告知書質問事項回答欄にご記入いただく前に、「健康状態告知についてのご案内」を必ずお読みください。

健康状態告知書質問事項は以下のとおりです

質問事項

<質問2>

「がん」に関するご質問



●以下に該当する項目はありますか。

今までに「がん」(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます)にかかったことがある。または、現在医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。

悪性・良性の区別がつかない場合は、検査結果が出た後にお申込みください。

「医師」には歯科医師を含み、柔道整復師・指圧師・鍼灸師は含みません。